

2019年8月11日

〒530-8341 大阪市北区芝田二丁目4番24号
西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）
代表取締役社長 来島達夫様
鉄道本部長 緒方文人様

〒[REDACTED] 東京都足立区 [REDACTED]

半澤一宣（自筆署名）

東海道～山陽～九州新幹線列車内の喫煙ルームの全廃を求める要望と質問状

前略失礼いたします。

私は、今月6日（火曜日）の「のぞみ138号」に乗車した際、喫煙ルームでの喫煙に起因する、以下に記すトラブルに遭いました。

この種のトラブルの再発防止のため、喫煙ルーム使用停止（閉鎖）ひいては列車内完全禁煙化の実現に係る貴社の見解を明らかにしていただきたく、お便りさしあげました。

事実経過

私は当日の「のぞみ64号」（広島20:01発 東京23:45着）の指定券を購入済みでしたが、台風8号の影響でダイヤが乱れ帰宅できなくなる可能性を考慮し、当日の5時30分頃、広島駅の指定席券売機で「のぞみ138号」（広島17:06発 東京21:03着）への乗車変更を行いました。

このとき私は、車内でパソコンでの作業を行いたかったため、テーブルが大きい最前列の空席をシートマップで探し、11号車13番A席を選びました。

この時点では、隣の13番B席はまだ売れていませんでした。

そして「のぞみ138号」が岡山駅を発車した数分後、隣の13番B席に、タバコ臭い息の男性（以下「B席の客」といいます）がやって来ました。

B席の客は、岡山駅から乗車してまず喫煙ルームへ立ち寄り、そこで喫煙してから席に来たのでしょう。

私は十数秒で息苦しさを覚え、一体、一度に何本位喫煙すると息がこれほどタバコ臭くなるのだろうと不思議に思い、その旨をB席の客に質問しました。

するとB席の客は激高し「文句があるなら2席買え」と言った後、車掌へ私の席を変えさせるよう要求しに行きました。

その後、私のところへ来た2名の車掌うちの主任車掌（[REDACTED]様、所属は失念。もう1名は[REDACTED]様）が「B席の客は怒りが鎮まらず落ち着いて話ができない状態だ、お客様（半沢）は冷静なので穏便に済ませるためお客様に席を移っていただきたい」旨を私に伝え、B席の客が名古屋で下車するまでの間、12号車6番C席へ移動するよう、私に命じました。

私は、自分より後から席を取ったうえ周囲に不快感を与えるB席の客に譲歩しなければならないことに納得がいきませんでした。主任車掌の言外から「お客様（半沢）が譲歩する譲る以外の解決策は無い」とする無言のプレッシャーを感じ、不本意であっても従わざるを得ませんでした。

その結果、私は2回の席の移動による不便とパソコン作業の非効率を強いられたのと、最初の移動のとき12号車の席の座布団に車内販売のホットコーヒーをこぼしてシミを作ってしまった、JR東海の車掌長様にまで迷惑をかけることになってしまったのでした。

問題点

1. 貴社がJR東海やJR九州と共に新幹線列車内に喫煙ルームを設置し、そこでの喫煙を認めていることが、受動喫煙による健康被害を誘発している問題
そもそも今回のトラブルは、山陽新幹線のレールスターやJR東日本の新幹線のように列車内に喫煙できる場所を設けない完全禁煙状態であれば、起こらなかった話です。産業医科大学（福岡県北九州市）健康開発科学教室の大和浩教授の実験によると、喫煙を終えた直後の人の肺の中にはタバコ煙が残留しており、それが呼吸に伴って少しずつ吐き出され続けるため、喫煙を終えた後も数分間は呼気からタバコ煙の有害成分が検出され続けたという結果が報告されています。
また、喫煙ルームへ滞在している間に衣服へ染み込んだ有毒ガスが衣服外へ完全に消散するには数時間を要するとの実験結果も報告されています。
これらの呼気や衣服からの残留タバコ成分を周囲の人が吸わされる受動喫煙のことを、医学界では特に「三次喫煙」(Third-hand Smoke) と呼びます。
したがって列車内に喫煙ルームがある限り、三次喫煙を含む受動喫煙による健康被害を根絶することはできないことは、既に科学的に明らかにされているわけです。
こういう状況を引き起こしている東海道～山陽～九州新幹線の現状が、公共施設の管理者に対して受動喫煙の防止に係る努力義務を定めた、健康増進法第25条に違反したものであることに、疑いを差し挟む余地はありません。

2. 主任車掌が「受動喫煙を我慢できないほうが悪い」とする喫煙者の論理を正当化してしまった問題

B席の客にしてみれば「JRが設置した喫煙ルームで喫煙して何が悪いんだ」と思い、だから「文句があるなら2席買え」という主張になるのでしょう。

しかし本当にそんなことをしたら、席を無駄に空けることになり、混み具合によっては座れるはずの人が座れなくなる事態を引き起こす可能性があります。

主任車掌は、そのことを指摘したうえで、あなたの主張は間違っていると、B席の客に粘り強く説明すべきだったのではないのでしょうか。

列車内の秩序と治安の保持を職務とするはずの車掌が、感情的になって声を大きくしたほうの言い分に従うということになれば、私も声の大きさを競わなければならなくなり収拾がつかなくなってしまいます。

それでは他の乗客に迷惑をかけることになるため、大声を出すのを自制していた結果、そこを主任車掌につけ込まれ、私が損をする形での幕引きにされてしまったわけです。

主任車掌は、感情的になっているB席の客を説得するよりも、理性を保っていた私のほうを説得するほうが容易だという、自分が目先で楽をするのを優先したその場しのぎの判断により、B席の客の味方についてしまったのではないのでしょうか。

その結果「受動喫煙を我慢できず喫煙者を不快にさせたお前が悪いのだからお前が他の席へ行け」と言うB席の客の傲慢を許してしまい、非喫煙者の不快感の問題が置き去りにされてしまったことで、私は精神的苦痛を受けることになったわけです。

B席の客の主張は「2席分の金を払うのが嫌なら文句を言わずに受動喫煙を我慢しろ」と言っているのと同じだからです。

非喫煙者が、鉄道などの公共の場では受動喫煙を我慢するよう、喫煙者から「上から目線」で見下され自分の席から追い出されなければならない、一体どんな理由があると言うのでしょうか？

このような現実には、喫煙者と非喫煙者がどちらも快適で気持ちよく利用できる状態とは言えず、喫煙者のみが快適で気持ちよく利用できる状態ではありません。

これらは「無理が通れば道理が引っ込む」や「正直者が馬鹿を見る」そのものであり、喫煙を巡るトラブルが発生した際には他人の健康に害を加える喫煙者に希望する座席の利用に係る優越権を与える（何も悪いことをしていない非喫煙者に席の移動という不利益を強要する）という悪しき前例を作ってしまった主任車掌の責任は極めて重大だと、非難せざるを得ません。

ただし主任車掌の不適切な対応方によって私が馬鹿を見る結果を招いたのは、元を正せば貴社が列車内に喫煙ルームを存置し続けていたからであり、本件事案に係る根本的な責任が所在するのは主任車掌ではなく貴社であるということを、忘れてはなりません。

質問と要望事項

1．喫煙ルームの存在に起因する、受動喫煙発生の実態と、健康増進法第25条との関係について

新幹線列車内では喫煙ルームの存在が三次喫煙発生の原因であることについては、医学系の学会の横断組織である「禁煙推進学術ネットワーク」が平成22（西暦2010）年6月5日付で貴社へ送付した「JR西日本の東海道・山陽新幹線と寝台列車の全面禁煙化とホームを含む駅構内全面禁煙化の再度のお願い」で指摘しています。

要望書（JR西日本宛の分は13～17ページ目、上記・大和浩教授の実験データも収録）

http://tobacco-control-research-net.jp/action/jr-pdf/5th/100605_jr_req_5th.pdf

この要望書に対する貴社からの回答書（三次喫煙の問題に対しては言及無し）

http://tobacco-control-research-net.jp/action/jr-pdf/5th/jr_west_5ans.pdf

つまり貴社は、遅くとも9年前には同ネットワークからの指摘によって、喫煙ルームが三次喫煙を誘発する原因であることを認識していながら、この指摘を黙殺し、今日に至るまで喫煙ルームを存置し続け、三次喫煙を含む受動喫煙の防止を怠っているわけです。貴社は、この不作為の継続（喫煙ルームを廃止しないこと）が健康増進法第25条に明らかに違反していることについて、コンプライアンス（法令順守）の観点からどのように考えておられるのか、その見解をご説明願います。

2．東海道～山陽～九州新幹線でのみ喫煙ルームを存置し続ける理由について

JR東日本では、運転時間が4時間を超える東北～北海道新幹線などのすべての新幹線で、喫煙ルームさえ設けない完全禁煙化を達成しています。

また在来線特急でも、寝台列車「サンライズ出雲・瀬戸」を除く全国の全列車で、同様の完全禁煙化を達成しています。

にもかかわらず、東海道～山陽～九州新幹線でのみ喫煙ルームを存置し続け、完全禁煙化に踏み切らない理由とは一体何なのかが、私には理解に苦しみます。

仮に東海道～山陽～九州新幹線でも喫煙ルームを廃止し完全禁煙化した場合、利用者や貴社にとって何らかの不都合や不利益が生じると見込まれ、だから喫煙ルームを廃止しないということなのであれば、その不都合や不利益とは一体何なのかが、そしてそれが非喫煙者を受動喫煙の害から守る利益よりも優先すべきことだと貴社が考える理由とは一体何なのかを、ご説明願います。

3．受動喫煙に起因する殺人事件など重大な結果が発生した場合の責任の所在について

喫煙だけでなく優先席付近での携帯電話使用など、様々な迷惑行為やマナー違反を注意された人が逆ギレして暴力行為に及ぶという事件は、鉄道会社が幾らマナーの呼びかけを強化しても、昔から繰り返し発生し続けており、後を絶ちません。

今回のB席の客は私に席を移動するよう要求する程度で済みましたが、もしも血の気が

多い客だったら、逆ギレして暴力行為に及び傷害や殺人事件に発展してしまう可能性もゼロとは言い切れません。

この場合、直接的には暴力行為に及んだ客に責任があるのは当然ですが、そもそも喫煙ルームを設置し、そこでの喫煙を認めていたことによって受動喫煙被害を誘発したJRにこそ、施設管理者としての根本的な責任があるとして、貴社が被害者や遺族から訴えられてしまう可能性も考えられます。

そうなれば、貴社にとっても不幸なことではないでしょうか。

鉄道の利用者を、受動喫煙による健康被害や暴力行為への恐怖といった肉体的・精神的苦痛に遭わせることなく目的地まで運ぶという、公衆衛生面や治安面での「安全」を確保すべき鉄道事業者としての責務を怠っている現状について、貴社は一体どのように考えているのかを、ご説明願います。

4. 「のぞみ138号」への乗車に係る運賃・特急料金の払い戻しについて

法律面から考えると、利用者は、乗車券類を購入し運賃・料金を支払うことによって、JRと運送契約を締結します。

このとき「乗車中に病気になったり誰かから殴られて怪我をしたりしても構わないからとにかく目的地まで運んでくれれば文句は言わない」という考え方で鉄道を利用する人などいるはずがないことは、論争の余地が無い、常識的に当たり前のことです。

つまり上記の運送契約によってJR側に発生する債務には、前項で記した「公衆衛生上や治安上の『安全』の確保」も、暗黙の了解事項として当然に含まれるべきものと解釈できます。

そう考えると、列車内に喫煙ルームが存在することによって受動喫煙による健康被害を受けたり、報復の暴力行為を受けるリスクを覚悟しないと迷惑行為を注意できなかったりする現状は、JR側の「公衆衛生上や治安上の『安全』の確保」に係る運送契約上の債務不履行（危害防止・安全運送義務違反）の状態であると言えます。

一般論として、何らかの法的契約を結んだ一方が債務を履行せず（約束を守らず）それによってもう一方が不利益を被った場合、信義則に反する民法上の不法行為として損害賠償請求の対象となります。

今回、私は、喫煙ルームの存在に起因する受動喫煙による健康被害と、主任車掌の不適切な対応方による精神的苦痛とを受けました。

今回の主任車掌の対応方について、よくある「再発防止に努めます」の陳謝だけでは、今後も何も変わらず、いつまで経っても問題解決につながりません。

以上の理由により、私は、損害賠償（慰謝料）の代わりとして、今回の「のぞみ138号」の利用に係る運賃と特急料金の全額の払い戻しを、請求したいと思います。

貴社が運送契約上の債権（運賃・料金の徴収）のみを行使する一方で、上に記した運送契約上の債務（受動喫煙等の防止）を履行しないのは、明らかに片手落ちであり無責任だからです。

払い戻し請求額の計算方については、本状の末尾に記載致します。

払い戻しに応じるか否かと、否の場合はその理由および私が受けた肉体的精神的被害に係る補償の必要性についてどのように考えているのかも、明らかにしてください。

5. 新幹線列車内のすべての喫煙ルームの廃止（使用停止、閉鎖）について

これまで述べてきたとおり、列車内に喫煙ルームが存在する限り、利用者が受動喫煙によって健康被害（体調不良）や精神的苦痛（不快感）を受けたり、喫煙者とトラブルになって暴力行為（犯罪被害）を受けたりするリスクを、完全に無くすことはできません。

根本的な解決策が喫煙ルームの全廃以外にあり得ないことは、これまで述べてきたことから明らかです。

喫煙ルームを廃止するにはJR東海およびJR九州との協調が必要ですが、かつて座席で喫煙できる車両を禁煙車に変更した場合とは異なり、一定の周知期間を設けるだけで、低コストで容易に実現できます。

また喫煙ルームを廃止すれば、空いたスペースの分だけ座席を増やせることで混雑緩和や増収につなげたり、大型荷物置場や多目的室などの増設によるサービス拡充につなげたりすることもできます。

貴社では何年何月までに喫煙ルームの全廃に踏み切るのかを、その期限と共に明らかにしてください。

もしも全廃時期を明示せず、今後も漫然と喫煙ルームを存置し続けるというのであれば、たばこがきれいな利用者が、今後も引き続き三次喫煙を含む受動喫煙の害に晒され続けたり、報復の暴力行為への恐怖から喫煙者に抗議したくてもできない精神的苦痛を受け続けたりすることについて、貴社は一体どう考えるのか、その見解（例えば「ご不満な方は他の交通機関をご利用ください」など）を明らかにしてください。

上に記した5項目について、今月末日までに書面にてご回答くださいますよう、お願いいたします。

書面以外（電話やメールなど）での回答は、ご遠慮ください。

なお本状と貴社からの回答内容については、個人情報部分を修整した上で、関係する学術団体やインターネット上で公開する場合がございますことを、あらかじめご承知おき願います。

付記：「のぞみ138号」の利用に係る運賃・特急料金の払い戻し請求額の計算方

1．運賃

今回、私は「東京都区内から前空まで」の往復割引乗車券を使用しました。

よって、この発売額20,980円を折半した10,490円（＝ ）が請求対象となります。

2．新幹線特急料金

広島～東京間の繁忙期の普通車指定席料金は7,620円（＝ ）です。

3．請求額

よって払い戻し請求額は、 ＋ ＝ 18,110円となります。

以上

2019年8月11日：JR西日本宛て
「東海道～山陽～九州新幹線列車内の喫煙ルームの全廃を求める要望と質問状」



記事 書留配達証明郵便引受番号と配達完了日および配達郵便局
第157-02-74647-4号
2019年8月13日 大阪北郵便局にて配達完了